

2023年5月10日

保護者等の皆さま
(生徒の皆さん)

校長 瀧 英次

新型コロナウイルス感染症への対応について（第四十八報）

平素よりご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の分類が、5月8日に2類から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、3年余り続いたコロナ対応も新たなステージに入りました。これまで毎日行われていた感染者数の公表も週1回になりましたが、8日の大阪府内の新規感染者は500人を超えていますので引き続き注意が必要です。

「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」ならびに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」等が発出されましたので概要をお知らせします。下記の項目を熟読の上、適切にご対応ください。

引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

（1）平時から求められる感染症対策

◆ 健康観察

- ・毎朝起床時の検温と健康観察を続けること。（ただし Google フォームでの報告は不要）
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養すること。

◆ 換気の確保

- ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて換気すること。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討すること。

◆ 手洗い等の手指衛生

- ・外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導すること。

◆ 清掃・消毒

- ・一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要であること。
- ・清掃活動とは別に日常的な消毒活動を行う事は不要であること。

（2）マスク着用の考え方

◆ 平時の学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスク着用を求めない。

- ・ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や（中略）社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されること。
- ・また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切な指導を行うこと。

◆ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

(3) コロナ感染症による出席停止等について

- ◆ 濃厚接触者：特定は行わない
- ◆ 出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ◆ 出席停止の判断：本校では、1学期はこれまで通り、発熱や咽頭痛、咳等のコロナ類似症状がある場合は出席停止とする
- ◆ 感染不安による欠席については、次にあげるような合理的な理由があると判断した場合に出席停止とすることがある。
 - ・複数の学級閉鎖を実施しているなど、学年に感染拡大が見受けられる状況において、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、隔離して生活ができないなど他に手段がない場合や、医療的ケア児や基礎疾患児について主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合

(4) 感染流行時の対応について（感染状況によって府教育庁から別途注意喚起を行う）

- ・教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促す。（その場合にも着用を強いることの無いようにすること）
- ・「感染リスクが比較的高い学習活動」等にあたっては、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒等間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じること。

以上